

留寿都村公共施設LED照明導入事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 2年12月

留寿都村 総務課

留寿都村公共施設LED照明導入事業公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

留寿都村公共施設LED照明導入事業

2 趣旨

この実施要領は、留寿都村（以下「村」という。）が所有する複数の既存施設に設置されている照明器具について、リース手法を用いて、一括して省エネルギー効果の高い高効率のLED照明機器に改修するにあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

3 実施概要

(1) 事業名：留寿都村公共施設LED照明導入事業

(2) 事業内容

- ①設備導入に関する実施設計、施工、施工監理及び関連業務
- ②リース期間中における設備の維持管理業務

(3) 事業場所

北海道虻田郡留寿都村全域（仕様書内に記載する公共施設）

(4) 事業スケジュール

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりとする。なお、受託候補者との協議により変更することがある。

- ①設備導入工事期間：契約締結日から令和4年2月28日まで
- ②リース期間：契約施設毎の工事終了月の翌月1日から10年間

(5) 提案金額

リース料金：83,425,000円／120か月（消費税を含む。）以内とする。

(6) 留意事項

本事業は、受託候補者を選定するために行うものである。

留寿都村公共施設LED照明導入事業の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、村がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。

4 応募条件

(1) 応募者

- ①応募者は、次の業務で協力会社を構成して応募するものとする。

ただし、1者でア～エの複数の業務を兼ねることは差し支えない。

ア LED照明機器をリース及び管理する業務

イ LED照明機器を製造・販売する業務

ウ 工事を実施する業務

エ その他、業務遂行上必要な業務

②応募者の代表者は、LED照明機器をリース及び管理する事業者とし、当該代表者が村との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。

③参加表明時は、応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にするものとする。

④応募者の代表者は、提案に必要な諸手続を行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続を行うものとする。

(2) 参加資格

応募者の資格要件は次のとおりとし、構成員がこれらの要件を満たすこととする。

①北海道内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。

②本提案募集の内容を十分に遂行できる体制と実績を持つ者であること。

③下記のいずれかに該当する者であること（共同企業体の場合は代表者。）。

ア 民間企業

イ 一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人

ウ 法律により直接設立された法人

④各種対策によりエネルギー削減量及びCO2削減量を提案できる者であること。

⑤事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応できる者であること。

⑥リース期間中（10年間）、維持管理を行うことができ、部品供給や代替LED照明機器の供給ができること。

⑦平成31・32年度留寿都村物品購入等競争入札参加資格名簿に登録されていること。ただし、登録がされていない場合は、参加希望書受付期間中に登録できること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者又は構成員になることはできない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

②実施要領の公表日から提案書提出までの期間に、村が措置する指名停止の処分を受けている者

③留寿都村暴力団排除条例（平成24年留寿都村条例第13号）に定める暴力団

員等、暴力団関係事業者と密接な関係を有すると認められる者

④民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをしている者

⑥商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

⑦国税、都道府県税及び市町村税について、納めるべき税金を滞納している者

5 スケジュール

項 目	日 程
実施要領等の公表	令和2年12月22日（火）
参加希望書受付期間	令和2年12月22日（火）から 令和2年12月28日（月）まで
参加希望書確認結果通知	令和2年12月29日（火）
質問書受付期間	令和2年12月29日（火）から 令和3年1月13日（水）まで
企画提案書受付期間	令和2年12月29日（火）から 令和3年1月13日（水）まで
第1次審査（書類審査）	令和3年1月14日（木）予定
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和3年1月18日（月）予定
審査結果通知	令和3年1月下旬予定
受託候補者との協議	令和3年1月下旬予定
契約の締結	令和3年2月上旬予定

6 実施要領等の公表

（1）公表日

令和2年12月22日（火）

（2）公表方法

留寿都村ホームページに掲載する。

7 参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる各項目に従い、参加希望の

意思を表示すること。

(1) 受付期間

令和2年12月22日（火）から令和2年12月28日（月）まで

(2) 提出書類

①参加希望書【様式1】（構成企業体の代表者名）

②構成企業届【様式2】

⇒応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

③会社概要【様式3】（リース会社・LED照明機器メーカーのみ）

④主要構成員（リース会社・LED照明機器メーカーのみ）

ア 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは受付日前3か月以内の商業登記簿謄本の写し

イ 各社の定款

ウ 各社の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

エ 各社の直近1年間の納税証明書の写し

国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則法施行規則別紙第8号様式その3の3

都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税

市町村民税：応募者又は応募者の構成員本社所在地の市町村民税及び留寿都村の村民税

オ 各社の委任状（支店・営業所の長に契約締結等の権限委任の場合）

※アからオまでの書類は、平成31・32年度留寿都村物品購入等競争入札参加資格名簿に登録されている者は提出不要とする。

(3) 提出方法

問合せ先へ持参又は郵送により提出すること。

(4) 確認結果の通知

令和2年12月29日（火）

8 質問の受付

(1) 受付期間

令和2年12月29日（火）から令和3年1月13日（水）まで

(2) 質問方法

質問書【様式4】に必要事項を記載の上、問合せ先のメールアドレスへ提出すること。

(3) 質問への回答

随時、電子メールで回答する。

また、企画提案書に関する質問は、留寿都村ホームページに回答を掲載（質問者名は除く。）し、質問事項が重複していると村が判断したものは、整理して回答する。なお、本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。

9 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）は、次により企画提案書等を8部（正本1部、副本7部）提出すること。

（1）受付期間

令和2年12月29日（火）から令和3年1月13日（水）まで

（2）提出書類

①企画提案書の提出について【様式5】

②企画提案書

ア 事業実施方針（任意様式）

イ 公共施設LED照明導入計画及び維持管理に関する提案（任意様式）

ウ LED照明機器に関する提案（任意様式）

エ 事業工程表（任意様式）

オ 事業費積算書（任意様式）

提案にあたり、本事業で使用するLED照明機器については、公共施設の照明設置状況を理解した上で、場所ごとに必要となる明るさを確保できるLED照明機器を選定し、使用するLED照明機器の生産能力及び供給体制並びに当該LED照明機器に関するエネルギー消費状況の評価内容等について、A4版で記載すること。

（3）作成要領

①使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。

②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

（4）提出方法

問合せ先へ持参又は郵送により提出すること。

（5）参加を辞退する場合

応募者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和3年1月13日（水）までに辞退届【様式6】を提出すること。

10 選定方法

（1）第1次審査（書類審査）

提出された書類（参加希望書等及び企画提案書等の書類）を審査し、「4 応

募条件」を満たしている者であるか審査する。

ア 実施日 令和3年1月14日（木）予定

イ 結果通知日 令和3年1月14日（木）予定

ウ 通知方法 全応募者へ審査結果の通知を電子メールにて送信するほか、第1次審査合格者のみ、第2次審査への参加依頼を行う。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

本村の職員で構成された公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員において、総合的に審査及び評価を行い、最優秀者及び次点者を選定する。

ア 評価項目

評価項目	評価事項
①事業者の概要	・類似業務の実績
	・業務を円滑に遂行できる体制・経営基盤
②業務全般	・村内事業者の活用
③電力消費量に関する考え方	・提案の独自性、優位性
④機器納品方法	・電力消費量及びCO2排出量の削減効果
	・施設毎の使用機器の妥当性、優位性（性能・品質など）
⑤維持管理等	・多数の機器を納品するに当たっての円滑かつ確実な方法
⑥業務工程	・LED照明機器貸与後の維持管理体制及び譲渡後に係る費用面での負担軽減への寄与
⑦プレゼンテーション・ヒアリング	・的確な業務工程及びスケジュール管理
⑧その他	・説明、質問に対する受け答えの的確性、説得力
	・提案内容に対して見積金額の適正度合い

イ 実施日

令和3年1月18日（月）午後予定

ウ 実施時間（1参加者毎）

提案説明：30分（準備時間を含む）、質疑応答：30分程度

エ 選定方法

・「ア 評価項目」の評価基準における選定委員会の評価点数の合計が最も高い者を最優秀者、次点の者を次点者として選定する。

ただし、審査において、評価基準における配点の合計値の6割（60点）に満たない参加者は、選定の対象としない。

- ・選定結果は、全ての参加者に通知する。
- ・参加者が1者になった場合でも、評価を行う。
- ・参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできない。

オ その他

- ・プレゼンテーションへの参加人数は、新型コロナウイルス感染症予防のため、最小限の人数（3名程度）とすること。
- ・プレゼンテーションで使用するPC、電源コード等は参加者が準備すること。（プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは、本村が会場に用意したものを使用することもできる。）

カ 結果の公表

後日、留寿都村ホームページで公表する。

11 リース期間終了時の取扱い

リース期間終了後、受託者の設置した設備の所有権は、村に無償（手続きに係る費用も含む。）で譲渡すること。

12 受託候補者との協議

受託候補者と、契約に関わる事項について協議を行う。

受託候補者と協議が整わない場合には、次点候補者と協議を行い、受託者を選定する。なお、契約までの費用については、受託候補者又は次点候補者の負担とする。

13 契約締結

契約は、受託者と随意契約により締結するものとし、契約等に関する事務手続きは、村の条例及び規則等の定めるところによる。

14 留意事項

（1）応募に関する留意事項

①費用負担

応募に関するすべての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

②提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 村は、応募者に無断で「留寿都村公共施設LED照明導入事業」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはない。

ただし、留寿都村情報公開条例(平成16年留寿都村条例第16号)により、第三者から情報公開の請求があった場合は、提出された書類を公開する場合がある。

③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④村からの提供書類の取扱い

村が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。構成する協力会社は、他の提案募集に参加することはできない。

⑥構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表事業者以外の構成員の変更の場合は、村と協議を行い、村がこれを認めたときはこの限りではない。なお、この場合でも参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしているものとする。

⑦提出書類について

村の指示によらない提出書類の変更、差替え、再提出、返却には応じないものとする。

⑧郵便、電子メール等の通信事故については、村は一切の責任を負わない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

①次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては指名停止処分とする。

ア 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合。

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ウ 本実施要領に違反すると認められた場合。

エ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の公正な進行を妨げた場合。

オ 公共施設LED照明導入事業の見積金額が提案上限を超えている場合。

②必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

①誠実な業務遂行

ア 受託者は、実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、村との間で誠意をもって協議すること。

ウ 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

②事業契約期間中の事業者との関わり

受託者は、事業者の責により事業を遂行する。村は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③事業の継続が困難となった場合における措置

ア 受託者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、村は受託者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、受託者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、村は、受託者との契約を解除することができるものとする。

イ 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、村は受託者との契約を解除することができる。

ウ 上のア又はイにより契約を解除した場合には、受託者は、村に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可抗力その他、村又は受託者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、村と受託者は、事業継続の可否について協議する。

15 問合せ先

留寿都村役場総務課管財厚生係

〒048-1731 北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地

電話：0136-46-3131 FAX：0136-46-3545

メールアドレス：s-soumu@vill.rusutsu.lg.jp